

戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）
「AI（人工知能）ホスピタルによる高度診断・治療システム」
倫理的法的社会的課題委員会設置運営規程

2019年2月19日

SIP AI（人工知能）ホスピタルによる高度診断・治療システム
プログラムディレクター 中村祐輔

（目的）

第1条 本規程は、戦略的イノベーション創造プログラム（以下「SIP」という。）AI（人工知能）ホスピタルによる高度診断・治療システム（以下「AIホスピタル」という。）（中村祐輔プログラムディレクター（以下「PD」という。））が実施する研究開発プロジェクト（以下「PJ」という。）の運営にあたり、戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）「AI（人工知能）ホスピタルによる高度診断・治療システム」運用規程（以下「運用規程」という。）第6条に規定する第三者からなる倫理的法的社会的課題委員会（以下「ELSI委員会」という。）に係る運営に必要な事項について定めるものである。

（所掌）

第2条 運用規程第6条第1号から第4号に掲げる事項について、調整を行う。

（組織および委員）

第3条 委員会の委員は、第三者で構成し、PDが選定し、管理法人が委嘱する。

2 委員会の委員は、AIホスピタル課題に関与していない次の各号に定める者とする。なお、第1号から第3号については、最低1名を構成員としなければならない。

- （1）倫理（生命倫理等）の専門領域の有識者
- （2）法学（刑法、民法等）の専門領域の有識者
- （3）社会学（社会学等）の専門領域の有識者
- （4）その他、PDが必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠等の委員の任期は、前任者等の残任期間とする。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、会務を総理する。

- 2 委員長は委員の中から互選とする。
- 3 委員長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 委員長に事故等のあるとき、予め委員長の指定する委員がその職務を代理する。

（委員会）

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数かつ第3条第2項第1号から第3号に規定する専門領域の有識者各1名以上の出席をもって成立とする。
- 3 委員長又は委員が、審議・調整する案件に利害関係を有する場合、当該委員長又は委員はその審議等に加わることはできない。
- 4 委員会における結論である調整内容は全会一致をもって決する。なお、全会一致を得られない場合は、委員会に出席した者の過半数以上で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。
- 5 委員が委員会を欠席する場合は、代理人を会議に出席させることはできない。また、他の委員に議決権の行使を委任することはできない。
- 6 欠席する委員は、委員長を通じて、委員会の審議対象となる事案に関して、書面による意見等を提出することができる。
- 7 委員長が必要と認める場合は、持ち回りにより調整を実施することができる。なお、持ち回りで開催した場合の調整内容は、同条第4項の規程に準ずるが、調整内容にあたっては全委員によるものとする。

(委員以外の参加)

第6条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者から、資料の提出、意見の表明、説明、会議への出席の他必要な協力を依頼することができる。

(委員会の公開)

第7条 委員会は、原則非公開とする。ただし、委員長が委員会を公開とすることが適当と判断した場合は公開することができる。

(委員会の議事録等)

第8条 委員会の議事録は原則非公開とする。ただし、委員長は、議事の要旨を適切な方法で公開しなければならない。なお、委員長が認めたときは、委員会の決定を経て議事録の全部又は一部を適切な方法により公開することができる。

(委員の秘密保持義務)

第9条 委員は、審議の内容その他その職務を通じて知り得た一切の機密を漏洩、利用・使用、流用等してはならない。なお、委員の委嘱が終了した後も同様の義務を負う。

(庶務等)

第10条 委員、委員会等に係る庶務は、管理法人において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、委員長がPDと協議のうえ、定める。